

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月

伊予鉄道株式会社

移動等円滑化取組計画書

この計画書は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき策定されています。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客及び車両等の整備に関する事項

2018年度末時点において、1日の利用者数が3,000人以上の駅については、JR松山駅前停留場を除き、スロープ・エレベーター等で段差は解消されており、JR松山駅前停留場についても、2024年度駅前再開発事業に伴い、大規模改修を予定している。

また、軌道線の車両については、38両中14両(36.8%)が低床車両であるが、2021年度末までに低床車両が全体の50%を超えるよう、計画的に車両の更新を行う。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

2018年度末現在において、駅務員の4割程度がサービス介助士の資格を取得している。今後は、乗務員についても毎年2名程度継続して資格の取得を推進する。

障がい者等のお客様を想定した避難訓練を行い、地震や津波等の緊急時にも対応できるようにする。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両の更新	・軌道線に低床車両(5000形)を年度ごとに2両ずつ導入する予定(2019~2021年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
列車乗降の支援	・スロープ設置駅には、折りたたみ式のスロープを設置しており、車いすのお客様の列車への乗り降りの支援を行う。 ・高齢者や、障がい者のお客様についても、引き続き積極的な声掛けや案内を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供	・ホームページにバリアフリー駅の一覧などの情報を掲載しており、引き続き更新を行う。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
継続的な教育の実施	・視覚障がい者に対する対応訓練 ・障がい者等に関するマークについての机上教育 ・認知症患者に関する理解と介助・対応等の勉強会の実施
サービス介助士の資格取得の推進	・乗務員に毎年2名程度、サービス介助士の資格を取得させる。
避難訓練	・車いすのお客様を想定した避難訓練を行い、地震や津波等の緊急時にも速やかに列車から避難できるようにする（2019年度）

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

メール・電話等でお客様から寄せられた意見・要望等を社内で共有し、改善・解決に向けて積極的に取り組む。